

# 全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース8月号 (No.129)

2014年8月21日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 [gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)

## 会員のみなさん、いかがおすごしですか

7月末に、子ども・子育て会議が開催されました。処遇改善等加算のあり方が論議された模様ですが、結局のところ、財源が0.7兆円以上確保されなければ、大幅な処遇改善はありえないということのようです。保育士不足は全国的に、深刻な問題です。子ども的人数が少ない地域でも、多い地域でも、保育士不足に悩む声がよく聞かれています。抜本的に保育・子育てに予算を確保しなければ、改善されません。

また、財源の観点からみると、認定こども園において、単価が現在より改善されない・減額の可能性もあること等々が明らかになる中で、認定返上の動きがあることも見逃せません。新制度になれば、今より良くなるかのような幻想がふりまかれています。財源を確保しない限り、今よりよくなることはありません。

新制度は、こういった様々な課題を抱えつつ、動き出しています。どの施設・事業であっても、子どもたちが同じように大切に保育されるように、できるところから改善させていくしかありません。そのために、それぞれの自治体に声をあげていくことが、今、求められています。

機関誌経営懇 11号



追加注文受付中!

## 夏季セミナー締切迫る! 乳幼児期に保障すべき 保育とは? 教育とは?

9月7～8日に、埼玉県さいたま市にて、第17回夏季セミナーを開催いたします。

<企画紹介>

9/7

- ・情勢報告…逆井直紀氏 (保育研究所)
- ・シンポジウム

～乳幼児期の保育・教育を考える

コーディネーター 大宮勇雄氏 (福島大学)

報告者…小泉広子氏 (桜美林大学)、笈 加代氏 (大阪・瀬川保育園)、内田典子氏 (埼玉・小学校教諭)

9/8

- ・活動交流・・・各地の活動を交流します
- ・記念講演・・・伊藤周平氏 (鹿児島大学)

締切 (8月25日) が迫っていますので、お申込み忘れのないよう、お願いします。

※8/25以降は電話でお問合せください (宿泊を希望される場合)。

電話 03-6265-3174



## 厚労省懇談実施(8/27) 各自治体においても 要請・懇談を!

経営懇として、新制度に関する要望書を国に届け、8月27日に厚労省と懇談を行ないます。

### ●国へ要望～保育は平等に!

今回は、主に公定価格の仮単価について、要望します (要望書は、同封の資料集参照)。

これまで示されてきた公定価格の仮単価は、現行の保育単価の水準を大きく改善させる内容になっていません。また、標準時間認定の単価は、短時間認定の単価と比べて、時間の長さが反映されていません。さらに幼稚園の単価と比べると低すぎる額です。

また、認定こども園に移行した場合に、1号認定の子どもを一定数受け入れると大幅な増収になることが試算ソフトによって明らかになりました。この問題も、子どもに不平等を招き、見過ごせません。

現場の状況として、保育士不足の現状や保護者の生活実態・保護者負担の問題も伝えながら、新制度の改善にむけて懇談していきます。

# ●自治体にむけて、要望を届けよう！懇談しよう！

国にむけては、今回の懇談とあわせて、全国保育園団体連絡会の請願署名で、要望を届けていきます。

しかし、新制度の実施主体は市町村ですから、国に要望するだけでは、それぞれの自治体での保育条件の改善や質の向上にはつながりません。自治体にむけて要請していくことが不可欠です。

例えば、要望書提出や署名活動が考えられます。

## \* 要望書を渡し懇談する

自治体・議会・首長に、園長会や有志、園・法人、保護者会など、いろいろな形で要望を届ける取り組み。あわせて説明や懇談の場の設定を求めましょう。

## \* 自治体にむけて署名に取り組む

要望書だけより、幅広い人に取り組みに参加してもらえます。国向け署名とあわせて自治体むけ署名に取り組むとより効果的です

\* 要望内容やひながたは、同封の資料集に掲載の『運動の手引き第5版』をご参照ください。

新制度実施前も実施後も、その地域の保育・子育ての充実・改善にむけて、自治体と話し合いながらすすめていくことには変わりありません。新制度施行を契機に、あらためて、保育条件の改善や質向上の要望を、自治体に届ける取り組みを、会員園それぞれの自治体で、実現させていきましょう。

# 新制度をめぐる動き

## ●事業者向けハンドブック



国は、新制度の周知徹底をはかるために、事業者向けの新制度ハンドブックを発行しました(7/24)。このハンドブック等を使い、今後、各地で事業者向け説明会を開催する模様です(資料同封)。

## ◆児童福祉法 24 条 1 項に関する記述がない？

しかし、このハンドブックでは、児童福祉法 24 条 1 項についての記述がほとんどありません。市町村が保育を実施する保育所と、それ以外の施設に対する市町村の役割は、大きく違いますが、そのことについてはあいまいで説明されていません。

また、利用手続きの流れ(12 ページ)では、「契約・保育料の支払い先は、事業者により異なります」と説明したあとに、公立保育所と私立保育園を分けています(下図参照)。しかし、法律から考えると、公立も私立も、保育所は 24 条 1 項にもとづき市町村が実施するわけですから、公立保育所を、上段の認定こども園や幼稚園・地域型保育と同じグループにするのは、どのような理由なのでしょうか。

**POINT**

**契約・保育料の支払い先は、事業者により異なります。**

認定こども園、幼稚園、公立保育所、地域型保育の場合
---------------------------

利用者は施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者(公立保育所の場合は市町村)へ支払います。

私立保育園の場合
----------

利用者は市町村と契約し、保育料を市町村へ支払います。

## ◆内容を読みこみ、国・自治体に質問や要望を

ハンドブックの後半は、よくある質問(FAQ)です。質問と答えの形式の中で、根拠を示さず説明されている場合もあるので、うのみにせず注意深く読みこむことが必要です。

25 ページの Q13 では、「(略) 現在、幼稚園が行なっている翌日の準備や研修など、幼児教育の質の維持・向上に充てる時間の確保ができるような公定価格の設定」がされるのかという質問に対し、幼稚園および認定こども園における教育を行う教諭は「常時勤務を前提として公定価格を設定」しているので、「教材準備や研修等に充てる時間も十分に確保されるよう配慮して」いる、との回答です。では、保育所では、教材準備や研修等に充てる時間等を、どのように公定価格に反映させるのでしょうか。

ハンドブックを読みこみ、疑問点や改善点を国・自治体に質問・要望していきましょう。

## ●子ども・子育て会議(7/31) 処遇改善等加算の課題を提示、実現の見通しは不明？

7月31日に第17回子ども・子育て会議・第21回基準検討部会が開催され、主に処遇改善等加算の内容や具体的な加算率を検討するための課題が提示されました。

会議では、勤続年数や経験年数に応じて加算額がアップするような仕組みをめざし、現行民改費の加算率上限である勤続年数10年以上にどう対応するか、等を課題として挙げています。

公定価格の仮単価は、消費税率10%が実施され、0.7兆円が確保されて以降の額です。その場合でも処遇改善の加算率は3%です。会議ではこの3%のうちから、勤続10年以上に重点的に配分する財源を確保しなければならず、非常に不十分なものです。

抜本的な処遇改善の実現を求め、粘り強く要望することも求められています。

## ●認定こども園～認定返上を検討する動きが！

全国認定こども園協会の調査によると、認定こども園で新制度施行にあたり、認定の返上を検討する動きがあるとのこと。協会の加盟園345園のうち181園が調査に応じ、そのうち55園が認定を返上し幼稚園や保育所に移行することを検討しているといいます（同府資料に新聞記事掲載）。

認定返上の理由としては、現行より大幅な減収となることが予想されることです。

これに対し、内閣府は「試算方法や比較方法の間違いでは」と、試算のポイントをまとめて都道府県に情報提供しました。また、8/28に、認定こども園事業者向けの説明会を開催するとしています。

国は、既存の幼稚園・保育所に対し、認定こども園への移行を義務付けないとしています。移行を促進するような動きをとっています。とはいえ、認

定こども園だけを優遇し特別扱いするようなことは出来ず、結果的には、自治体ごとに認定こども園への対応が違うなど様々な扱い方がされ、このような状況をうんでいるとも言えそうです。

法律成立時の合意をふまえ、保育所・幼稚園・認定こども園それぞれの施設が、それぞれ対象とする子どもの状況や保育時間にあわせて同じように保育ができるよう、公定価格や基準の改善・向上を求めていきましょう。

## 保育をめぐる動き

### ●社福法人たたき?の報道相次ぐ、当事者から意見・反論を

先月号でお伝えしたように、公正取引委員会が保育への企業参入を自治体に迫るといった動きがあります。この間、新聞報道でも、社会福祉法人たたきともいえるような報道が相次ぎました。

8/3付朝日新聞では、認可保育園を社会福祉法人が独占しているかのような報道が、また、8/14付読売新聞では社会福祉法人が私的契約児の保育で裏金づくり、といった報道がされました（同封の資料集参照）。

記事のような実態もあるかと思いますが、全体から見ればごく少数です。待機児童問題の原因は、企業参入の問題ではなく、国や自治体が認可保育所の整備や増設のための財源確保に力をいれてこなかったという政策の問題です。指摘されている問題は解決すべきですが、企業参入すればすべて解決ではありません。

このような報道を垂れ流しにさせず、当事者からの反論や意見表明が必要です。大阪の社会福祉施設経営者同友会では朝日新聞に抗議し、茨木会長が誌面で意見表明を行なっています（同封資料に掲載）。

この問題をめぐっては、厚労省が社会福祉法人の在り方検討の審議会で報告書をまとめました。あわせて注目していく必要があります。

# 各地域の運動・とくくみ

## ●自治体も困惑！？

### 広島市・事業者説明会

広島・愛児福祉会 石川幸枝

8月11日に広島市の新制度の事業者向け説明会が開催されました。資料は内閣府が出した「事業者むけ」新制度ハンドブックと自治体向けFAQ・公定価格のFAQ・事業者向けFAQと、市が保護者向けに作成したリーフ（A3裏表の一枚）でした。

説明会で明らかになったのは、7月11日締切で実施した意向調査の結果です。広島市内101園の保育所のうち87園が調査に応じ、そのうち50か園が保育所に残ると回答、「移行を検討」が17か園、回答なしが20か園。認定こども園に移行すると回答した園は「ゼロ」でした。

新制度施行後の内容については、相変わらず不明なことが多く、明確な返答が全くありませんでした。参加者からは「今日聞いてますますわからなくなりました。」といった声もれ、「認定こども園と保育園の違いは何か？」との参加者からの質問にも答えられない状況でした。

「現在認定こども園だが私立保育所と私立幼稚園に戻るため認定を返上したい。後々幼稚園部門のみ認定こども園になることを検討したいと思うが、移行できるのか？」という質問がされましたが、これにも明確には答えられず、さらに「現在認定こども園であるが、幼稚園（1号認定）の方が認定時期が早いので、働いてはいるが1号子どもの認定をひとまず受けて、後で2号子どもに変更する手続きは可能か？」との問いに対しても答えられない市の担当課長でした。広島市の困惑ぶり・混乱ぶりが、明らかになっています。

参加した事業者の多くは、制度のことがよくわからない中で、移行すべきかどうかは、慎重にした方がいいと判断されているように感じました。政府の

思惑通りには進んでいない状況が、広島市での事業者説明会ではあらわになりました。

このような中で、近隣の園の園長さんたちから、「新制度の学習をしたい」と声があがり、声をかけあえる園で集まって学習会を企画することになりました。自分たち自身もわからないところを出し合い、制度の内容を把握しながら、市への要望や懇談につなげていきたいと思います。

## ●宮城の状況と、この間のとくくみ

宮城・経営勉強会 小幡正子

### ◆自治体との懇談・要請

現在、宮城の保育センター・福祉保育労働組合・社会保障協議会と一緒に経営勉強会も連名で、県下すべての自治体に陳情書を届けています。国への意見書が採択された自治体は6自治体、継続審議は1自治体となっています。

7月23日には、松島町の議会事務局より要請があり厚生常任委員会で陳情内容につき説明してきました。7名の委員が、熱心に話を聞いて下さいました。40分ほど説明しその後30分質疑や感想など全議員の方が発言いたしました。「民間保育園はない街だからあまり関係ないと思っていた」「いい制度ができるんだと思っていたが、そうではなかったんだね」「保育士さんが集まらないのはよく聞いている。だから町も時給1,100円にしたけど集まらない」「民間の保育士さんと公立の保育士さんでは、給与にどのくらい開きがあるのか？」等々出されました。

6月に県との懇談を行ないましたが、県自体もほとんどわからないとの回答でした。被災県として、災害に対する保育所の備えについても、考えていないとの回答でした。

### ◆担当課を招いて「説明会」開催のとりくみ

新制度施行は迫っていますが、保護者に対して説明がされておらず、説明会開催を求めるとりくみを行なってきました。

## **\*7月9日 多賀城市において、説明会開催**

担当課を招いて「学習会」として浮島保育所で開催。公立保育所・民間保育園・保護者等52名の参加で会場一杯でした。かなりわかりやすい説明であったとの参加者の感想あり。津波で被災し、建て替えをした公立保育所について、当初「認定こども園」との構想があったようですが、保育研究所主催の新制度学習会後の議会で議員からの質問等もあり、市で検討した結果「認定こども園にメリットがない」ということで指定管理者制度にすることとなったとのことです。この公立保育所は2階以上が災害公営住宅となっています。また、近くに高齢者の施設も設置し、保育所・高齢者施設相互にどちらの相談にも応じられる施設とするとのことです。

## **\*7月18日 塩竈市、2回目の説明会～保育料保護者負担の軽減や単独補助は未定**

今回は、市の側で場所も提供されました。市議・県議・保護者・保育所職員等42名の参加でした。国のパンフ・資料にそって説明があり、その後、質疑応答を行ないました。

「保育料の保護者負担は増えないのか？兄弟の減免はあるのか？」との質問には、「兄弟減免はあるが、保護者負担が増えるかどうかは、わからない」との回答でした。また、障害児保育への補助金や加算等の市の単独補助についても、わからないとされました。学童保育も検討中、とのことで、わからない、という回答が目立ちました。

しかし、地域型保育での保育士資格者の配置については、問題点を指摘しても、「国に準拠して考える」という回答にとどまりました。

塩竈市では、4月に担当課長・担当職員が、一斉に代わっており、9月議会に条例を提案と言っても未定のことが多い状況です。この状況では、9月議会への提案は難しいのではないかと、という印象をうけました。国へ意見書を提出するよう、議会にも要請しているので、一緒に国に要望するなど、出来る事はしていきましよう確認し、終了しました。

## **◆パブコメ募集～市民の意見を聞く姿勢はない？**

その後、下記自治体ではパブリックコメントの募集がされました。

多賀城市…7月22日～7月29日／塩釜市…7月25日～8月4日／宮城県…8月5日～8月18日

また、仙台市は、新制度説明会を各区毎で8月下旬から開催予定です。いずれもインターネットを検索しなければわからず、短期間での募集となっており、市民の意見を聞こうというよりは、自治体のアライバイ作りではないか、と思わざるを得ません。

現在、宮城保育センターが中心となり、宮城県独自の請願署名に取り組む準備をしています。

## **◆県下によびかけ学習会**

宮城経営勉強会では、8月末に新制度学習会を、他の団体と共同で予定しています。県下の民間保育園に案内を送るなど、幅広く保育関係者に呼びかけて今後のとりくみにつながるよう学んでいきたいと思えます。あわせて、経営懇の24条1項リーフレットを送付し、学習会の宣伝とあわせて、児童福祉法24条1項の重要性を広げていきたいと思えます。

# **●名古屋市でも、ついに保育に企業参入へ！**

愛知・新瑞福祉会 小西文代

名古屋市は、市が家賃や改修費を補助する賃貸型の認可保育所を増設し、この間48か所設置し、今後さらに30か所増設するとしています。ただし、10年に限定した事業です。10年後の自主継続は可能ですが、現行の条件が変わらなければ家賃補助はなくなるため、安定した事業継続ができるのか不透明な面もあります。

名古屋市は、社会福祉法人の公募が2回なければ企業参入を認めるという姿勢をとっているため、社会福祉法人が公募に応じ、企業の参入は阻止してきました。この、『2回の募集に対しては社会福祉法人に限定する』という仕組みを、名古屋ルールと呼んでいます。小規模連内でも、3法人が公募に応じ賃

貸型の新園を開設してきました。賃貸型保育所については、名保連（名古屋市民間保育園連盟）の『賃貸保育園懇話会』が、10年以降も事業を継続できるよう、市に要望書を提出しました。

今回の30カ所の賃貸型認可保育所増設にあたって、企業が参入することになり、ついに名古屋市の認可保育園にも企業が加わることになりました。名古屋市内の保育関係者でつくる『保育をよくするネットワークなごや』では、この動きに対し、「なぜ名古屋ルールをやめるのか、問題点が指摘されている企業保育に不安はないのか」と、発信しています。

30カ所のうち、2015年4月開設予定の15カ所（計900人分）の公募結果が、先日発表されました。内訳は社会福祉法人が7カ所、学校法人2カ所、財団法人3カ所、株式会社3カ所です。

小規模連からは、新瑞福祉会が公募に応じ選定されました。新瑞福祉会では、4月開設にむけて、急ピッチで準備を進め始めています。

---

新制度施行を契機に、企業参入が各地で進むことが予想されます。また、公正取引委員会の報告や新聞報道にもあるように、様々な角度から企業参入の圧力が増していくのではないのでしょうか。

この問題についても、自治体の窓口・関係者の間で、子どもを中心にすえて、法人形態を問わず必要な規制を行う・情報は公開する・公費は保育以外には使わせない、といったルールをつくり徹底させていくことが求められています。（事務局）

## ●大阪の各地域の状況

大阪・福祉同友会 長瀬弥生

大阪では、自治体ごとに新制度への対応がまちまちで、それによって、新制度への保育所の姿勢にも差がでています。

◆大阪市・・・7月11日までに意向調査提出。

9月1日から保護者に現況届兼認定確認書を発送する。9月16日～一斉入所申し込み。

\*ブロック会に8月に説明会をするように要請した。

◆松原市・・・全保育園が保育園のまま残る。行政の方針も同じ。すでに、認定こども園になっている園から、幼稚園・保育園に戻りたい意向が出されている。

◆羽曳野市・・・施設ごとに選択を任せる。

◆高槻市・・・園長会の方針は「みんなでこども園に移行」（1号認定はとらずに移行する）。市は現行の補助（運営費の10%の補助等）は続けると明言している。

◆茨木市・・・7月11日までに1回目の意向調査（小規模の意向も含めて）。市は「法人で決めて」とはいうが、こども園に移行した場合の財政的な予測を計算して提示してくる。各園は、来年度は保育園で残っても、翌年以降はこども園に変わるようなニュアンスの発言がある。

◆吹田市・・・1回目の意向調査済。審議会では量の見込み、提供区域が論議され事業計画策定に入る。基準はほぼ国を踏襲していこうとしている。条例は9月議会で。一部のパブコメが7月中に実施されているが保護者や市民には、とてもわかりにくい内容。保護者・市民に対する説明会開催を、という声が出ている。

◆東大阪市・・・基準に関しては、ほぼ国基準通り。1歳児の配置のみ5対1とする。園長会、市の意向も保育所を選択する方向。保護者が要望し、市内8区割りで説明会を開催することになった。

◆枚方市・・・公立の維持は大変だが、民間企業参入はしない。児童福祉としての保育を守る。24条1項の意味が大きいので市も保育園で残るよう説明。園長会もみんなで保育園で残れば補助金の問題も取り組めるし、こどもの育ち、親の育児力低下をフォローできるという考えかたで、まとまっている。



## ●鎌倉市と懇談おこなう

神奈川・鎌倉たんぽぽ会 小林 忍

鎌倉市には、公立保育園 6 園、私立認可保育園 12 園 1 分園があります。市内全園での統一した学習会や行動を何度か試みましたが、実現出来ないでいました。そこで、経営懇加盟園 4 法人 5 園で、新制度についての学習会を 6 月から 4 回ほど実施し、市への申し入れなども行って、7 月 25 日に市（担当部次長兼保育課長、新制度担当課長など 4 名）との懇談実施に結び付けました。当日は、各法人の代表と、各園の園長（計 9 名）が参加して約 2 時間ほど懇談を行ないました。

当方からは、

- ・新制度の発足にあたって保育の質の改善、職員配置基準の改善をめざし、家庭的保育事業の運営基準を保育所に準じたものにする事。
- ・小規模保育事業については A 型のみにする事。
- ・保育所の安定的運営を財政的に保障すること。
- ・保育所は、保育指針に基づき養護と教育を行っていることを明記するなど、保護者に正しい情報を提供すること。
- ・利用定員を超えた場合減算するとされているが、減算しないこと。
- ・保育料など保護者負担が増えないようにすること。
- ・障害児への加配に見合う助成をすること。
- ・入所要件に障害児を加えること。

等を要望して懇談をしました。

市からは、「全容が判らない中で準備を進めているが、仮単価での各園の収入を試算した状況では、現状を確保できないことが判明した。これから予算要求なので、現行の水準が守られるよう努力したい。」との表明がありました。しかし、改善には程遠い状況といえます。

引き続き、子どもたちのために今後も意見交換を行うことを約束して 1 回目の懇談を終わりました。

## 合研集会 in 福岡

### 民間保育園の運営、どう考える？分科会 30 名で議論

8 月 2～4 日に福岡市で第 46 回合研集会が開催され、全国から 6310 名が参加しました。

#### ●分科会～東京・山口・鹿児島から 3 法人が報告

合研集会 2 日目は講座と分科会です。分科会は、40 のテーマに分かれ、実践報告をもとに論議しました。経営懇は、『民間保育園の経営と運営』の分科会の司会・世話人を担当しました。

今回は、3 法人から報告がされました。

##### ◆世代交代と 3 園目の保育園づくり（東京）

東京の（福）なの花会では、5 か所の共同保育所を次世代に引き継ごうと 2003 年に設立した法人です。2011 年に 2 園目を開設、現在 3 園目をめざしています。各園で園長の世代交代もすすめています。

##### ◆新制度と法人のありかた（山口）

市町村合併で、小さな町から市になり、行政の対応等に苦慮しています。その中でも、子ども・子育て会議委員や、地域の保育団体の一員として、共同のとりくみをすすめるよう努力しています。

##### ◆保育園運営で大事にしたいこと（鹿児島）

（福）正念寺福祉会は、人口 2 万 8 千人の市で保育所 2 園を運営しています。保護者との関係づくりと保育の合意づくりによる実践を核とした職員集団づくりを大事に、保育園運営をしています。新制度施行後も、子どもの育ちを中心とした保育がされるように、地域と一丸になりとりくみます。

##### ◆討論の様子

参加者の抱える課題を出し合い討論しました（①職員集団づくり、②世代交代、③労使関係、④新制度への対応）。特に、新制度にむけては、地方自治体にむけ要求してがんばろう、と確認しあいました。

（文責：兵庫・塩谷義明）

## 当面の課題

### ●自治体へのとくみを

#### \*自治体・議会へ、要請や要望を！

- ・要望や請願署名（個人署名）等、具体的な要望事項を自治体・議会に届けよう。
- ・行政説明等では、質問や意見を出そう。
- ・条例づくりや事業計画に、意見を出そう。
- ・すぐに実現しなくても要望し続けていくことが大事。

#### \*関係者との共同のとくみを！

- ・保護者・関係者向け説明会開催を要望しよう。
- ・幅広い関係者・行政関係者も含めた学習会を企画したり、一致できる点で自治体への要望や懇談をしよう。

### ●学びを力に！学習会開催補助金で、学習会を！

2014年度も、学習会開催補助を継続します。

#### 【学習会開催経費補助の条件】

- ・会員限定の学習会にせず、県内・地域内の全保育園を対象に参加を呼びかけること
- ・県を超えた地域、または県レベルでの学習会であること（園ごとや一部の地域等小規模な会は除く）。
- ・補助額は、上限5万円とする。

### ●声明リーフレットを活用し、24条1項を核にすえ論議をまきおこそう！

経営懇役員会として、『児童福祉法24条1項にもとづき保育所経営を貫こう』という声明を作成し、全国の民間保育園に郵送等で届けました。

法人・園で、また地域の園長会等で、声明リーフレットを活用し、新制度の実体をつかみ、“施行にあたっては、国・自治体に要望を届けよう”、という論議をまきおこしましょう。

リーフレット注文は事務局まで。

### ●保護者に新制度の内容を伝えよう

新制度で、一番影響を受ける保護者に、新制度の内容を伝えましょう。制度の改善に向けたとりくみも、保護者と一緒に進めることが重要です。

保護者に伝えるなかで、自分なりに問題点や課題が整理され、理解を深めることにつながります。



## その他、お知らせ

### ★経営懇11号、追加注文受付中

機関誌経営懇第11号を、7月初めに、各会員園に1冊ずつお送りしました。今回の特集は、職員育成の課題です。理事会や職員会議等も活用できる、と好評です。会員園に限り、1冊1000円のところを、送料込1冊500円でお送りできますので、ぜひ、ご注文ください。

### ★2014年度会費について

2014年度の会費について、7月から請求を始めました。よろしくお祈りします。

#### <同封の資料～ご確認ください>

- ①夏季セミナー案内書
- ②資料集（要望書、新聞記事等）
- ③事業者向けハンドブック

#### 連載『労務管理 Q&A』

7・8月号ではお休みしていますが、9月号以降再開します。労務管理に関する疑問・質問を、お寄せください。

各法人・園等で活用する場合は1部20円（送料込み・10部以上）でお送りします。ホームページに掲載したPDFを印刷してご活用いただくことも可能です。全県レベルで使用の場合は、こちらで負担します。